

令和7年度茅ヶ崎市立浜須賀小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本方針は、浜須賀小学校の教職員が法律上のいじめ対応をする際の基本指針として定められたものです。本校の児童や保護者にも本方針の内容を読んでもらい、法律上のいじめ事案について本校がどのような対応をするか、理解していただくとともに、安心して、法律上のいじめ事案について本校に相談をしていただければと思います。なお、本方針に定めのない部分については、いじめ防止対策推進法をはじめ、茅ヶ崎市のいじめ防止基本方針他、関係する各種ガイドラインを参考にしながら、対応してまいります。

1 「法律上のいじめ」の定義

われわれ教職員は、

(友達同士のことで) された子が、少しでも、嫌だな・辛いな・悲しいなと感じたら、

すべていじめとして認知します。

上記の定義は「法律上のいじめ」であり、一般的に使われる「いじめ」という言葉が意味する内容とは大きな開きがあります。本校では、特に次の点を意識して「法律上のいじめ」にあたるかどうか判断します。

①行為をされた場所が、学校の内外か、インターネット上かどうかを問わない。

②「法律上のいじめ」の定義の中の「少しでも」という部分を特に大切にする。本人が少しでも嫌だな、と感じたら法律上のいじめに該当する。

また、周囲の児童や保護者から情報提供があったものも、いじめの疑いがあるものととらえて対応します。

※本人がいじめと感じたものはすべていじめとしてとらえる。

※調査しないと認知はできない。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

法律上のいじめの定義が上記のように非常に広く定義されているのは、「少し嫌なこと」でも、それが放置され、日々継続的に行われていけば、その子の心を大きく傷つけ、取り返しのつかない事態を生む危険性があるからです。また、法律上のいじめが特に定義する「少し嫌なこと」でも、丁寧に対応することがいわゆるいじめの予防に大きく繋がります。

したがって、本校では「法律上のいじめ事案」の対応を通じて、友達への優しい心遣いや声掛け、適切な人間関係の築き方を子どもたちに学ばせます。また、子どもたちに「少し嫌なこと」でも友達を大きく傷つけてしまうことがあることを理解させ、友達が他の友達に「少し嫌なこと」をしているのを見かけたときには、声を掛ける、先生に報告するなど、それを放置せずに具体的に動ける子に育てます。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、子どもたちが多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(1) 本校職員のいじめに関する基本的な姿勢

○「された子が少しでも嫌だな、辛いな、悲しいな、と感じたら、法律上のいじめ」という意識を常に持つ。

○「いじめは今もどこかに潜在している」という認識を全職員が持ち続ける。

○「いじめは絶対に許さない」という姿勢を全職員で全校児童に発信し続ける。

○いじめに関する情報をリアルタイムで共有し、チームで対応する。

○家庭や地域、関係機関と連携を図り、複数の目で児童を見守る体制を構築する。

（２）学校および教職員の責務

浜須賀小学校は、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者・地域・関係機関・団体等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の取り組みに努めます。

（３）いじめ対応に係る教職員の行動指針

- 「いじめとは何か」について具体的に児童に指導する機会を設定すること。
- 教職員自身のいじめに対する人権意識を高めること。
- 児童に対し、日常的に「正義」を語り、教師の「正義感」を示すこと。
- 児童に対し、日常的にいじめの犯罪性や刑事責任等の社会の仕組みを伝えること。
- 日常の中の「冷やかし・からかい」「悪口・陰口」等の事案を見逃さず、適切に指導すること。
- いじめの情報を入手した際は、当該児童並びに関係児童から適時適切に聞き取りを行い、事実確認を行うこと。また、入手した情報は、必ず記録しておくこと。
- いじめ問題の対応にあたっては、原則、初動から学年支援・指導担当教員を含む複数職員で対応するとともに、必要に応じて速やかに「いじめ防止委員会」での調査にあたること。

３ いじめ防止に関する内容

（１）いじめ未然防止のための取り組み

- ①児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、特別活動等の充実を図るとともに、朝会や道徳の授業で自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度を育てます。
- ②日頃の授業や行事、特別活動等の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己の有用性を実感し自己肯定感を持てるようにします。
- ③地域や保護者、その他関係者との連携を深め、地域全体で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ④インターネットやスマートフォンを通じて行われるいじめの防止に向け、保護者の危機意識を喚起します。また、関係機関・団体による情報モラルに関する授業を設定し、保護者及び児童に対して啓発活動を行います。
- ⑤いじめは絶対に許されない行為であるという認識に立ち、全教職員がいじめの様態や特質等について共通理解を図り、組織的に対応します。
- ⑥日常生活の中で、いじめについて児童自らの意識や行動の「振り返り」を行います。
- ⑦必要に応じて、各種相談機関を紹介します。

（２）いじめ早期発見のための取り組み

①日常的な取り組み

- 児童と教職員とのコミュニケーションの時間を大切にします。
- 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し（５Ｗ１Ｈ：いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）、情報に基づき速やかに対応します。
- 校内支援体制を整え、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応します。
- いじめを見た際には、自分の問題としてとらえさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- 管理職・教育相談コーディネーター・心の教育相談員・ＳＣ等が校内を巡回し、児童やクラスの様子を把握します。

②いじめを早期に発見するための定期的な調査

- 「学校生活アンケート」調査

- ・年2回（前期・後期） ※5年保存
- ・「学校生活アンケート」は、担任→学年→児童支援・指導グループ→管理職で共有し、児童のいじめの状況を把握します。

○月例の調査

- ・月1回
- ・認知した事案の対応について、検証します。

○学校評価アンケート

- ・年1回
- ・個々や学級・学年・学校全体の状況を把握します。

③児童や保護者に向けた相談体制の整備

○スクールカウンセラーの活用【月2回来校】

○心の教育相談員の活用【おはなしポストの設置・個別相談】

○年2回、保護者個別面談の実施

④相談・通報のあった事案は、担任、学年児童支援・指導担当を通して、情報の共有を図ります。

⑤いじめの防止対策に関する職員研修を実施し、いじめ対応に関する教職員の資質向上を図ります。

（3）いじめ早期解決に向けた取り組み

- ①いじめの疑いがある行為で覚知した場合は、すぐにその行為をやめさせるとともに、行為を受けた児童・行為を通報した児童の安全を確保します。
- ②いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実確認をします。
- ③チームで情報を共有し、組織的に対応します。
- ④いじめの事実が確認された場合は、いじめを行った児童への指導及びいじめを受けた児童への支援を継続的に行います。

（4）いじめの解消

- ①いじめの解消とは、単に責任を形式的に問うことや謝罪で達成されるものではありません。
児童の人格の成長に主眼を置き、事案の再発を防ぐ教育活動を行い、経過を見守ります。
- ②いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であること、いじめが及ぼす心身への影響などについて指導すると共に、当該児童の家庭環境や人間関係のストレスなど、行為に至った背景を把握し、児童及び保護者に対して助言や支援を行います。
- ③いじめをはやしたてたり、同調したりする児童に対しては、その行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ④いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめ事案に係る正確な情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべき事案については、茅ヶ崎市教育委員会学校教育指導課及び茅ヶ崎警察署生活安全課少年係等と連携し対応します。

4 「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置をより実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。

なお、いじめと疑われる相談や情報が入った場合は、会議を緊急開催します。

I 定例会

(1) 構成

管理職、児童支援・指導担当等、事案内容に応じてその他の参加を校長が招集します。

(2) 活動内容

- ①いじめ防止に係る取組み内容の検討
- ②基本方針・年間計画の作成と実行、検証、修正

II 緊急開催時

(1) 構成

いじめの発生が疑われる学年の職員

※対応の経過・結果は児童支援・指導担当の総括に随時報告する。また、児童支援・指導の総括は適宜管理職に報告します。

※事案の内容や対応経過等から学年職員のみでの対応では困難な場合は、管理職に報告・相談します。

※事案の内容に応じて、校長が他の教職員や第三者の参加について柔軟に検討し任命します。

(2) 活動内容

- ①いじめに関する相談・通報への対応
- ②「いじめ事案」の判断と情報収集
- ③事案に関する対応方法等の検討、決定・報告

5 重大事態への対処

(1) 茅ヶ崎市教育委員会への一報

法律上のいじめ行為により、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、茅ヶ崎市教育委員会に報告し、その後の対応について指示を仰ぎます。

(2) 学校主体の調査組織となった場合の組織発足

茅ヶ崎市教育委員会の判断で、第三者委員会ではなく学校主体の調査組織で重大事態の調査を行うことになった場合、次の組織で対応します。

名 称：いじめ緊急対策委員会

①構成：管理職、児童支援・指導担当者、当該学年職員

※事案内容により構成員については教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、適宜、専門的知識及び経験を有する専門家、及び当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者を加えるよう努めます。

②活動内容

- ・発生した重大事態に関する調査
- ・重大事態に係る調査の方法の経緯・結果についての関係保護者への適切な方法での相談・報告
- ・茅ヶ崎市教育委員会への調査結果の報告